

Title	H・ヘルフリッツ著『一般國法學』
Sub Title	Hans Helfritz : Allgemeines Staatsrecht mit einem Abriss der Staatstheorien
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1952
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.4 (1952. 4) ,p.61- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520415-0061">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520415-0061</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Hans Helfritz: Allgemeines Staatsrecht  
mit einem Abriss der Staatstheorien

1949. Breslau. S. 448

H・ヘルフリッツ著『一般國法學』

(一) Gerber, Laband, Jellinek, 及び Gneist, Bluntschli を以てその代表とする。所謂法學的有機體的國家觀の思想は、十九世紀の獨逸法治國家の絕對化としての國法學(Staatsrecht)、『國家學(Staatslehre)』に結晶し、政治學說史上において數多く舉示せられる事は此處に今更述へる迄もなし。

然して、Bluntschli の「近代國家學」(Lehre vom modernen

Staat. 1876)における國家に關する思惟が、重商主義的な富國強兵策を以て國家膨張を企圖せんとした我が明治時代の官僚層の需要に應じ、その官僚的行政作用の基礎觀念を形成せしめた事も周知の事實である。その理念的契機は、獨逸觀念論哲學、就中ヘーゲルの「法・國家哲學」に胚胎し、その現實的或は歴史的契機を、絶對的官僚主義によつて形成せしめられた獨逸國民國家の政治史的背景に有している獨逸國家學の系譜は、國家概念を以て政治概念に先行せしめ、所謂政治科學を特定の國家形態(即ち, Rechtsstaat)の行政作用分析の學理に限界つけようとする思惟方式を傳承しているのである。

筆者は、此の獨逸國法学の傳統が、今世紀に至り英米佛その他の諸國に惹起した普遍化科學としての Political Science, Sciences Politiques, 就中その Political Pluralism の影響を如何に受け、傳來の傳統的思惟形式を如何に變様しつつあるかに興味を持つてゐるものである。即ち、換言すれば、「獨逸國法学の將來と英米政治學との關連」とでも云えるものであらう。偶々此の時、H・ヘルフリッツ教授の最新版の著「一般國法学——國家理論綱要——」を入手した。以下、當著について紹介の筆を執るが、當著は四〇〇頁餘に及ぶ大冊の書であり、限られた紙面と能力を以て普遍的に全編に渡り紹介する事も許されず、且又、先に記述した如く筆者の關心は廣く獨逸國法学最近の思惟方式にあるが故に、當著の紹介乃至批評もそれらの意味よりして、筆者が任意的に選擇した部分に限る事を諒承して戴きたい。

(一) 著者H・ヘルフリッツ教授は、エルランゲン大學の公法學の正教授であり、傍ら、政務參事官(Gabheimer Regierungsrat)

の職にある。履歷、學統に就いては未だその詳細を知り得ない。當書の初版は何年に公刊せられたか審らでないが、前版に比して、内容、體系共に更新したものの如く、第五版(一九四八年)の序として、英帝國の國法学に考察を擴張し、更に北米合衆國憲法、十九世紀獨逸憲法、及びワイマール憲法にその考察の視角を擴大している旨記述している。

當書は十四章より成り、その全構成の内容をまとめて掲げると、(一)知識科學(國法学、政治學、社會學的國家理論等を一括して序説的内容としている)、(二)文獻(政治學關係の文獻)、(三)公法概念、(四)國法の濫觴、(五)法概念としての國家——有機體論——、(六)國家概念の固有的特徴、(七)國家の成立と消滅、(八)國家形態、(九)國家連合、(十)英國國、(十一)連邦、(十二)權威的國家指導と獨裁、(十三)成文憲法、(十四)國家理論綱要、以上である。これを更に内容的に見ると、第一章は序論に屬すべき記述であり、(1)一般國法学、國家學の學問的性質を分析し、(2)政治學(Politik)を(A)「思惟の一方法としての政治學の形式的概念」と、(B)「政治的思索の基礎としての科學の精神的立場と知識」に分して論考し、更に(3)「社會學部門としての社會學的國家論の意義」として全編を一貫する著者の國法学に關する立場を述べている。

先に記せる如く、筆者は本紹介で全章に渡り紹介を試みる考えを有せぬので、主として第一章「Der Wissenschaft」第十二章「Autoritäre Staatsführung und Diktatur」第十四章「Abriss der Staatstheorien」の三章を中心として粗上に呈し、他の章も可能な限度は述べてみようと思う。

(二) 前記せる如く、第一章は三部門に分けて論せられて居りその

(1)は一般國法學、國家學に關しての著者の見解が披瀝してある。

即ち、「國法學は、國家本質の法秩序の重要な部分を以て構成する。それは、國家及びその國民 (Angehörige) 間の法律關係と同様に國家的法的構成を包括し、就中、個人に對する國家權力の限界を、且又、國家的意識形成とその實踐に際しての關連を包括する所の學問である。」(一七頁)と國法學の學的性格を定義し、更に、此の國家權力の狹隘なる限界性より自由主義の志向も生起して來るし、國民が積極的に國家意識形成への參與を加へれば加へる程、ますますデモクラティの成立は可能となる旨を論じ、これらの諸問題が國法學的思惟の前提であると記している。

又「全ての法律は、民族の當該時期的文化の凝結であり、全ての文化現象と同様に、法律現象に於いても又、種々の國民文化によつて平行的に發展する傾向が現われているし、主たる法理念の大部分は、國家——即ち、『場』によつて思考せられる所のものとしての國家——においてのみでは達成し得ぬものであり、寧ろ他の國家との共有財産によつてその理念は達成され、その實現はそのような範域によつて見出されるものである。絶對主義的王權國家によつて中世の種族的都市國家は克服され、且つ、そのモナキの克服は自由主義的法治國家によつてなされた事が想起されよう」(一八頁)と法律觀念の發展を論じ、次いで「一般國法學」の概念、國際法の内容について略述し(2)「政治學」に論を移している。

(2)「ポリテイク」は二つの課題を設定している。即ち、前述せる如く(A)「思惟の一方法としての政治學の形式的概念」と(B)「政治的思索の基礎としての科學の精神的立場と知識」の二つのテーマで

ある。(A)において「頗る單純であるが、然し法律學に對して政治學の非常に重要な區別は、「政治學」の多義な概念を確立するためには方法論を提起する事である。全ての法律は、(勿論國法を含んで)二つの異つた觀點から觀察せられる。(1)何が法律を規定するのであるか？、(2)如何に法律は合目的的に形成せられるのであるか？の二觀點である。(1)の觀察方法を「法律認識方法」(Rechtserkennende Betrachtungsweise)とし(2)の方法を「法政治的觀察法」(Rechtspolitische)と稱しうる。法律認識方法は、裁判官と行政官の行爲に對して適用し、第二の方法は、政治家と代議士 (Volksvertreter) の行爲についてであつて、法律組織の構成と改革、改良に際して爲される方法である。」(二四頁)と述べ、法律の形成過程について考察を展開している。

又、國家的生活(公的生活)に於いては、公的活動の他の領域——例へば、財政面、國民經濟面、教育面、保險衛生面、等々——が存在している故、「政治學(ポリテイク)は一個の確定した題目(Materie)を包括している概念として理解せずに、寧ろ、形式的意味による概念として、詳細に云へば、思考の確實な方法によつて把握されるべきである。」(二五頁)と政治學を廣義な意味に把握し、更に「政治學」と「政治的なもの概念」(Die Begriffe „Politik“, „und „Politisch“),とその現象形態を素材として論考している。(B)のテーマの下では、「國家技術と政黨政治」(Staatkunst und Politik der Parteien)「科學並びに技術と」(1)の政治學「(Politik als „Wissenschaft“ und als „Kunst“);(2)政治的思惟の科學的基礎」等に詳論している。(3)は政治學の近隣社會科學である社會學

について述べられてあり、その内容を挙げれば「社會學の對象と研究方法」「社會學と歴史」「群眾心理學」「利益社會(Gesellschaft)」の概念」等々極めて多様性を帯びた内容で構成してある。

以上の三章が「Der Wissenschaft」の命題によつて記述せられてあり、謂わばヘルフリッヅ教授の政治學に關する方法論が述べられてゐるものと理解して過誤ではないと考へる。

(例) 第十二章は「權威的國家指導と獨裁」の表題によつて書かれてあり、それも又、(1)「一般論」と、(2)「伊多利ファッシズムと國民社會主義(ナチス)の歴史的回顧」の二節に分けられてある。先づ(1)に於いて、「權威的國家指導と獨裁の兩觀念は、法概念によつて把束し得ぬものである。」(二四一頁)と二つの政治的現象を國法學の對象としての現象から除去し、「autoritär」の語義について論じてゐる。即ち、「權威とどう語(autoritär)は言語的には、主權者(potestas)と權威者(autoritas)の區別に起因するものであり、ポテスタスとは、政府の權力や、權能を意味し最近では國家權力(Staatsgewalt)を稱するのひまある。」(二四三頁)と論じて、「果斷政治」(Staatsstreik=Comp d'Etat)「國家非常時法」(Staatsnotrecht)「獨裁」(Diktatur)の項目に詳説してゐる。

第二節は「(2)ファッシズムとナチズム」についてであり、その内容を大體の項目に分けて挙げると「歴史的認識の價值」「ムッソリーニの精神的武裝」「ローマ進軍」「ファッシズム國家理論」「黨組織」「經濟的構成」「實質的獨裁」「ファッシズムの終末」「ファッシズムの模倣としての國民社會主義(ナチス)」「虚偽の宣傳とル・ボンの理論」「國民社會主義の立法(Gesetzgebung)」「憲法の廢止」

「法秩序の分解」「專制政治(Despotie)」等々の非常に多様な内容で構成してゐる。全てに渡る事は不可能であるから、著者の「全體主義國家思想觀」と考へられる箇所を引用してみる。即ち「權威的國家指導並びに、獨裁を意味する所の全ての觀念に對しての批判的拒否の立場は、第二次世界大戰以後『反ファッシヨ』という言葉で一般に稱してゐる所のものである。(中略)權威者支配の下にある國家は、今日では直ちにファッシヨと云われる。精神的武裝によつてその敵對者と戰鬪せんとするものは、全ての事柄の前に此の思想の體系を知らねばならぬ。」(二四七頁)と述べ更に、「イタリヤのファッシズムは少し以前のロシヤ共產黨と同様に理論體系の母胎から生長して來たものでない事をまず注意すべきである。(中略)ファッシズムは先ず行爲が先行し、理念は補足的、從屬的なものである。」(二四八頁)とファッシズム運動の特徴を論じ、精神的運動としてのファッシズムを詳しく論じてゐる。次いで一九二二年十月に開始されたローマへの行進の状況を政治史的に略記し、更にファッシズム國家理論に論を轉じ、ファッシズム國家理論は、「マルキシズムの經濟鬪争を中絶し、一般的に階級鬪争の理念に對し、且又、唯物論的歴史觀や、國際主義的觀念に對するものとして現出して來たのである。」(二五三頁)と、その精神的發生の經路を述べ、全體主義思想の意味する所の選民(Elite)思想について論考してゐる。

從來、ファッシズム分析が經濟史觀に基づいて思考される傾向にあるが、その意味ではヘルフリッヅ教授の分析は觀點を異にして居り興味ある問題を多々提起してゐる。

然し、餘りに、多種多様な觀點に分析の座標を置いたため、聊か

焦點の合致せぬ傾向に陥いつた事は否定し難いと思われる。

最後に、第十四章「國家理論綱要」に紹介を進めようと思うが、限定された紙面の都合上、簡単に内容の構成を一括して提示するに止めたい。

(4) マキアヴェリ、(5) 自然法的傾向、(6) モンテスキュー、(7) ロッソ、(8) 獨逸理想主義とローマン派、(9) 社會主義、共產主義、無産主義、の九項目に大別され、各項目とも詳細に論ぜられている。

(1) 一般論の内容を示せば、國家の本質に關する理論を冒頭に擧げ、次いで國家の法的基礎に關する理論について述べ、更に、神學的、族長的 (Patriarchalische)、領主的 (Patrimoniale) 支配に關する理論、心理學的、倫理學的理論、國家目的に關する理論、法治國家論、等々數多の理論を講述している。又(8)獨逸理想主義とローマン派の項目も、カント (Kant)、フイヒテ (Fichte)、シェリング (Schelling)、シェレーケル (Schleier)、アダム・スミッラー (Adam Müller)、シェライエルマッセル (Schleiermacher)、ヘーゲル (Hegel) と、近世獨逸觀念論哲學の系譜を總體的に辿つて普ねく網羅している。他の項目も同様に細論されている。

さて、以上において極めて簡略に而も任意的に本書の内容を紹介したが、若し機會あらば著者の各章における思索を更に追求して紹介してみたいと思う。當著は一讀して理解される如く、政治學に關する凡ゆる知識を可能な限度に體系化せる試みであつて、當初に筆者が述べた意味での獨逸國法學の現代的傾向をベトーンにするには残念乍ら不満足の間を感ぜざるを得ない。又、先にも述べた如く各

章を細論し過ぎたためか問題點が理解し難い箇所も多々存在する。然し、法、國家、政治、社會、等々の理論を學ばんとする者には一應參考になる著作である。筆者の語學力の不足から著者の眞意を傳へるに不備なる點の多きことを虞れる次第である。(多田貞鋤)

昭和二十七年四月十日印刷 第二十五卷  
昭和二十七年四月十五日發行 第四號

定價 六十圓(四角)

東京都港區芝三田二ノ二

慶應義塾大學法學硏究會

發行所 代表者 小池隆一  
電話三田(45)五一八一

東京都港區芝三田豐岡町八番地

印刷者 川口芳太郎

印刷所 東京都港區芝三田豐岡町八番地  
圖書印刷株式会社

半カ年豫約購讀料(合送料) 三六〇圓

一カ年 〃 〃 七二〇圓

購讀希望の方は左記へ購讀料を添え御  
申込み下さい。

東京都芝局區内三田豐岡町八

發賣所 慶應通信代理部

編發口座番號東京一五五五六〇